

公募型プロポーザル方式に係る手続き開始のお知らせ

次のとおり企画提案書の提出を求めます。

令和7年1月29日

世田谷区

1 業務の概要

(1) 件名

みどりの基本計画改定支援業務委託

(2) 目的

「みどりの基本計画」は、都市緑地法第4条並びに世田谷区みどりの基本条例第7条に規定する基本計画であり、2008年に策定した前みどり計画で世田谷みどり33を掲げて以降、2032年までにみどり率33%の達成という目標に向け様々な施策に取り組んできている。一方で、2008年以降みどり率は25%前後でほぼ横ばいの推移となっている。

現行みどりの基本計画の計画期間は令和9年度末であり、改定を行う必要がある。改定に当たっては、上位計画・関連計画と整合を図るとともに、社会情勢の変化に対応し、よりの確にみどり政策を推進・展開していける計画が求められている。

本事業は、令和7年度から令和9年度までの3年間をかけて、世田谷のみどりの推移とみどり施策の関係の分析、現行計画の評価検証、みどりの効果の見える化や新たな指標追加の検討、取組みの見直し等を行い、効果的な区民参加によって、区・区民・事業者がともに多様なみどりを守り育て、みどり豊かなまちづくりを推進する新たなみどりの基本計画を改定するものである。

(3) 履行期間

令和7年6月から令和10年3月まで（予定）。

※各年度の履行期限について、令和7年度は令和8年3月19日まで、令和8年度は令和9年2月下旬まで、令和9年度は令和10年3月までとする。ただし、各年度の本事業に係る予算が配当されること及び前年度の履行内容が良好と認められることを条件とする。

(4) 業務内容（案）

①前提となる事項の整理【令和7年度】

- ア 上位計画・関連計画の整理
- イ 社会情勢の傾向分析
- ウ 区の概況の整理（他自治体との比較を含む）

②現行計画の検証【令和7年度】

- ア みどりの分析・解析
- イ みどり施策の課題整理

③新たな計画の策定【令和 7～9 年度】

- ア みどりの基本計画（骨子案）の作成
- イ みどりの基本計画（素案）及び行動計画（素案）の作成
- ウ みどりの基本計画（案）及び行動計画（案）の作成
- エ みどりの基本計画及び行動計画の作成
- オ みどりの基本計画（概要版）の作成

④庁内外検討会の運営補助・とりまとめ等【令和 7～9 年度】

⑤区民意見交換会等区民参加の機会の企画・運営【令和 7～9 年度】

⑥打合せ議事録及び報告書の作成【令和 7～9 年度】

2 審査委員会

委託先の候補者を選定するため、審査会設置要綱により審査委員会を設置する。

3 参加資格条件

次に掲げる条件を全て満たす法人とする。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しないこと。また、同条第 2 項（同令第 167 条の 11 第 1 項において準用する場合も含む。）による措置を現に受けていないこと
- (2) 世田谷区の競争入札参加資格者名簿に登録されており、営業種目「都市計画・交通関係調査業務（取扱品目：「地域・地区計画」または「公園・レクリエーション施設計画）」または「環境アセスメント関係（取扱品目：「動植物・植生」または「景観）」」に登録があること
- (3) 世田谷区から入札参加禁止または指名停止の措置を受けている期間中でないこと
- (4) 都道府県民税・市町村民税に滞納がないこと
- (5) 会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）に基づく更生手続き開始の申し立て、または民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申し立てがなされていないものであること
- (6) 応募者またはその役員が、世田谷区暴力団排除活動推進条例（平成 24 年 12 月 10 日条例第 55 号）第 2 条に掲げる暴力団、暴力団員、暴力団関係者及びそれらの利益となる活動を行う者でないこと
- (7) 平成 31 年度以降に、本業務と同種、類似または地域業務を行った実績を有すること

【同種業務】

- ・東京都、東京都内区市町村または東京都以外の近郊の県（神奈川県、埼玉県、千葉県）の政令指定都市における、都市緑地法に基づく緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画の策定業務（改定を含む）

【類似業務】

- ・東京都、東京都内区市町村または東京都以外の近郊の県（神奈川県、埼玉県、千葉県）

県)の政令指定都市における、都市緑地法に基づく緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画の運用等に関する業務(ガイドラインの策定等)

【地域業務】

・世田谷区における、都市計画、街づくりまたは風景づくりに関する計画策定・検討業務

(8) みどりの基本計画改定支援業務委託プロポーザル審査委員会の構成委員が主宰、役員、顧問及び所属をしている団体でないこと。構成員は以下の通り。

委員長：みどり33推進担当部長 釘宮 洋之

委員：玉川総合支所街づくり課長 倉地 浩輔

委員：砧総合支所街づくり課長 市川 泰史

委員：みどり33推進担当部公園緑地課長 岸本 隆

委員：みどり33推進担当部公園整備利活用推進課長 高橋 厚信

委員：みどり33推進担当部みどり政策課長 黒岩 さや香

4 プロポーザルのスケジュール(予定)

○手続き開始の公告	令和7年1月29日(水)
○説明書交付期間	令和7年1月29日(水)～2月12日(水)
○参加表明書の提出期間	令和7年2月5日(水)～2月12日(水)
○プロポーザル招請通知	令和7年2月19日(水)
○質問書受付期間	令和7年2月20日(木)～2月26日(水)
○質問回答書送付	令和7年3月4日(火)
○企画提案書の提出期間	令和7年3月12日(水)～3月19日(水)
○一次審査	令和7年4月中旬
○二次審査(ヒアリング審査)	令和7年5月中旬 ※別途通知する。
○審査結果の通知	令和7年5月下旬
○契約予定時期	令和7年6月

5 手続き等

(1) 説明書の交付

①交付期間

令和7年1月29日(水)～2月12日(水)

(土・日曜、祝日を除く9時から17時まで)

②交付場所

みどり33推進担当部みどり政策課窓口及び世田谷区ホームページ

HP: [世田谷区ホーム](#) > [検索・メニュー](#) > [分類から探す](#) > [区政情報](#) > [契約・入札情報](#)
> [発注情報](#) > [現在実施中のプロポーザル情報](#) > [住まい・街づくり・環境](#)
> [みどりの基本計画改定支援業務委託プロポーザルの実施について](#)

URL: <https://www.city.setagaya.lg.jp/02074/22367.html>

③交付方法

上記窓口にて希望者に無償で交付する。また世田谷区ホームページに掲載する。

(2) 参加表明書の受付期間

受付期間

令和7年2月5日（水）～2月12日（水）まで（必着）

（持参の場合は、土・日曜、祝日を除く9時から17時まで）

(3) 質問の受付

受付期間

令和7年2月20日（木）～2月26日（水）まで（最終日の17時必着）

(4) 企画提案書の受付期間、提出先及び方法

①受付期間

令和7年3月12日（水）～3月19日（水）まで（最終日の17時必着）

（持参の場合は、土・日曜、祝日を除く9時から17時まで）

②提出書類及び提出部数

- ・企画提案書（正本1部・副本7部）

- ・参考見積書（各年度1部ずつ）

③提出先、提出方法

みどり33推進担当部みどり政策課窓口にて、持参または郵送により提出すること。郵送の場合は、書留等、送達確認できるものに限る。

(5) 担当課（各種書類提出先）

世田谷区みどり33推進担当部みどり政策課 白石、亥ノ瀬

住所：〒158-0094 世田谷区玉川1-20-1

世田谷区二子玉川分庁舎B棟2階21番窓口（みどり政策課窓口）

電話：03-6432-7902

E-mail：電子メールアドレスは、参加表明受付時に申し出に応じてお知らせする。

6 参加資格の確認及び審査

(1) 企画提案書の提出者を選定するための基準

企画提案書の提出者の選定にあたっては、参加資格の確認のみを行う。

(2) プロポーザル招請通知の送付

参加表明書類提出後、区が参加資格の確認を行い、参加資格を満たす事業者全てに、令和7年2月19日（水）17時までにプロポーザル招請通知を電子メールにより一斉送信する。参加資格が確認できなかった者には確認できなかった旨を電子メールにより通知する。万一、上記日程までに電子メールによる通知がなかった場合は、事務局まで連絡をすること。

(3) 企画提案書を特定するための審査方法、評価基準

企画提案書等の審査は、別に定める要綱により審査委員会を設置し、別に定める審査要領に基づき二段階審査方式で実施する。

評価項目

【一次審査項目】

- ・基本事項
- ・企業実績
- ・技術者実績
- ・業務実施体制
- ・特定テーマに対する提案
- ・業務実施方針
- ・資料作成能力

【二次審査項目】

- ・専門技術力
- ・取り組み姿勢
- ・コミュニケーション能力

7 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨

- ・日本語及び日本国通貨に限る

(2) 契約等について

- ・契約保証金：免除
- ・契約書作成の要否：要
- ・審査の結果、第一順位の提案者を委託先の第一候補者として委託内容の詳細及び仕様について協議し、区及び候補者双方の合意に基づき契約を締結する。また、評価合計点が第二順位の提案者を委託先の第二候補者とし、契約前に第一候補者が辞退等により受託できなくなった場合は、第二候補者を第一候補者として扱う。
- ・本プロポーザルは契約候補者の選定を目的とし、区は選定された企画提案書の内容に拘束されないものとする。
- ・当該事業に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無：無
- ・本業務の成果について、著作権、版権は、すべて委託者に帰属する。受託者は、委託者の承諾なしに使用または公表してはならない。また、本業務で製作したイラストは、委託者が行う他の事業でも無償で利用できるものとする。

(3) 参加表明書及び企画提案書の作成に関わる費用について

参加申込書及び企画提案書の作成ならびに提出にかかる業者の費用は、参加者の負担とする。

(4) 記載内容の変更について

参加表明書及び企画提案書の提出後において、記載内容の変更は認めない。また、参加表明書に記載した予定技術者は、原則として変更することができない。ただし、やむを得ない理由により変更を行う場合は、同等以上の技術者であることを示し、発注者の

了承を得なければならない。

(5) 提案者の失格について

参加表明書または企画提案書に虚偽の記載をした提案者、若しくは審査の公平性を損なう行為を行った提案者は失格とする。

(6) 参加表明書及び企画提案書の取り扱い等について

- ・提出された参加表明書及び企画提案書は返却しない。また、選定以外の目的に使用しない。ただし、実績の成果を確認するための図書（みどりの計画図書、ガイドラインのパンフレット等）で、提案者から申出を受けたものは、審査結果通知後、返却に応じる。
- ・区は、この案件に参加を表明した者及び企画提案書を提出した者の商号・名称ならびに企画提案書を特定した理由（審査経過等）を公表することができる。

(7) 現行計画等は区ホームページ上（下記リンク先）より閲覧可能である。

現行計画

<https://www.city.setagaya.lg.jp/02074/4659.html>

行動計画

<https://www.city.setagaya.lg.jp/02074/11310.html>

みどりの資源調査

<https://www.city.setagaya.lg.jp/02074/4682.html>

(8) 詳細は説明書による。